

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和4年4月1日～令和5年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
㉒	令和5年4月1日～令和6年3月31日	8人	2人	25%	0人	0%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		8人	2人	25%	0人	0%

3分の1以下であると基準を満たす。

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款第28条に「各正会員の表決権は、平等となるものとする。」と規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

定款の文言と記載を統一

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「はい」の場合は、監査証明書を添付（その場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」の添付は不要）

第3表（次葉）

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」～「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」～「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」～「⑤」）を示したものです。 なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。（法人税法施行規則） ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること ④ たな卸表を作成すること ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること （注） NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」をした場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」～「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」～「⑤」）を示したものです。	法人が名目に関わらず支出した金銭で、その費途が明らかでないものがある場合や、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合は基準を満たしません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		8人	8人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人		人	人	0人

親族だけでなく、同じ会社や同じNPO法人の役員等についても、それぞれのグループの人数の割合が、役員の数分の1を超えると基準を満たしません。

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任年月日
川崎 一郎	神奈川県川崎市川崎区××〇丁目〇番〇号	理事長		○	○				○	就任 平成 19.11.29
横浜 太郎	神奈川県横浜市中区××〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
相模原 洋子	神奈川県相模原市中央区××〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
川崎 花子	神奈川県川崎市川崎区××〇丁目〇番〇号	理事	理事長の妻	○	○				○	就任 平成 19.11.29
埼玉 和子	埼玉県さいたま市浦和区××〇丁目〇番〇号	理事		○						就任 平成 19.11.29 退任 令和 4.11.29
千葉 健作	千葉県千葉市中央区××〇丁目〇番〇号	理事			○				○	就任 令和 4.11.30
茨城 節子	茨城県水戸市××町〇丁目〇番〇号	理事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
栃木 健史	栃木県宇都宮市××町〇丁目〇番〇号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29
東京 一夫	東京都千代田区××〇丁目〇番〇号	監事		○	○				○	就任 平成 19.11.29

住民票の記載どおりに氏名・住所を記載

「役員の内訳」については、㉑～㉕の各事業年度及び申請時までの間に役員として在籍した全ての者について記載してください。
各事業年度末日に在任している場合に○をつけてください（事業年度途中で退任した場合は○をつけません。）。
なお、上記期間中に役員が就任、退任の事実がある場合には、総会議事録、年間役員名簿、登記事項証明書等に記載された「就任・退任年月日」を記載してください。
※それ以外の役員については、最初に就任した年月日を記載

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」～「㉖」及び「申請時」の各欄は事業年度末日に役員であったときに「○」を付します。なお、当該「㉔」～「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」～「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

「生計を維持している者」と「生計を一にしている者」について

「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいいます。

「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいいますから、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、これに該当します。

監査証明書を添付した法人は、提出不要

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人かわさきし		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
入金・出金・振替伝票（仕訳帳）	複写伝票 （ルーズリーフ）	毎日	7年
請求書・領収証綴り	バインダー	随時	7年
領収証（控）	複写伝票	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
実態調査時に法人事務所において、帳簿書類等の記帳、保存状況等を確認します。		設立から7年経過しない場合は、「〇年（令和〇年設立。7年保存予定）」等記載	

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新にあたっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし					チェック欄		
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと								
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと								
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること								
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること								
NPO法人は「主たる目的」でなければ行えるが、認定を受けるためには、一切行えない活動								
イ	項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ	項	目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
	役員等の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
寄附という名目でなくても、金銭その他の資産、経済的な利益の贈与、無償の供与を行うと該当								

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	20,000,000 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	20,000,000 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

活動計算書の「経常費用」の事業費の合計額(「その他の事業」がある場合には合計に含める。)

㊦ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

80%以上で基準を満たす。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	6,499,895 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	6,499,895 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「㊦」欄の金額を転記

70%以上で基準を満たす。

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1「役員等に対する報酬等の状況」及び2「役員等に対する資産の譲渡等の状況等」を記載し、添付してください。</p> <p>なお、当該「①」から「③」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「①」から「③」)を示したものです。</p>	
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を④欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	「実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	<p>活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。</p> <p>NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間内部に積み立てる場合の積立金相当額について、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、「受取寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。</p>	<p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p> <p>積立金相当額を②に入れて判定した後に、当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含む。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含む。)として計上されている場合には、既に②に含めて判定しているため、その費用を①及び②から除いて判定する必要があります。</p>
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表1「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	<p>「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。</p> <p>NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間内部に積み立てる場合の積立金相当額について、積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、「受取寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。</p>	<p>積立金相当額を②に入れて判定した後に、当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含む。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含む。)として計上されている場合には、既に②に含めて判定しているため、その費用を①及び②から除いて判定する必要があります。</p>
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄に加え、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にも算入できます。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人かわさきし
-----	----------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

1 役員等に対する報酬又は給与の支給（2に係る部分を除く）

氏名	職名	法人との関係(注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
川崎 一郎	理事長	役員	報酬	令和4.4.1～ 令和6.3.31	1,200,000 円
川崎 一郎	理事長	役員	給与	令和4.4.1～ 令和6.9.30	2,000,000 円
川崎 二郎	職員	理事長の弟	給与	令和4.4.1～ 令和5.3.31	1,200,000 円
相模原 令子	職員	理事の子	給与	令和4.4.1～ 令和6.9.30	4,500,000 円
実績判定期間中に役員報酬と職員給与を支払っていた時期がそれぞれある場合は、同一人物であっても、名目ごとにそれぞれ期間と金額を記載			給与を毎月支払っている場合は、実績判定期間から申請書提出日までに支給したものを含め、直近の期間まで記載		
					円
					円
					円
					円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

2 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	令和4年4月1日～令和6年9月30日	雇用契約を結んだパート・アルバイトも含めた実人数を記載
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
6名	10,100,000 円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし
-----	----------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
		土地付き建物、車や事務機器の譲渡など		円	
				円	
				円	
		役員等又は役員等が支配（発行済株式の50%以上を保有、又は50%以上を出資）する法人との取引（申請を行う法人への譲渡や貸付けを含む）がある場合のみ記載			

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
川崎 太郎	正会員	事務所建物	通年	1,200,000円	光熱費等を含む
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
岩手 博	正会員	〇〇事業・講師謝金	令和 4. 4. 30	50,000 円	謝金規程による (源泉所得税を含む。)
福岡 麻里子	理事	〇〇事業・講師謝金	令和 4. 8. 30	50,000 円	謝金規程による (源泉所得税を含む。)
福井 清	正会員	〇〇事業・講師謝金	令和 5. 11. 29 ~ 30	100,000 円	謝金規程による 50,000 円×2 日分 (源泉所得税を含む。)
新潟 良子	理事	ホームページ年間維持手数料	令和 4. 4. 1 ~ 令和 6. 3. 31	60,000 円	謝金規程による 2,500 円×24 月分 (源泉所得税を含む。)
				円	
				円	
				円	提供が複数回にわたる場合は、金額及び回数など「対価の額」の内訳を記載
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

特になければ、
記載は不要

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
なし		円		
		円		
実績判定期間から申請書提出日までの間において寄附金 (助成金を含む。) を支出した場合に、全ての支出先の名称などを記載				
		円		
		円		
		円		

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
	イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。			同意
			<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人かわさきし
-----	----------------

毎事業年度初めの3か月以内に提出していますか？

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 <input type="radio"/>			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば課税対象となりますので、申告漏れにご注意ください。

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input type="radio"/>				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ (無)

⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

「申請時」の欄も忘れずに記載

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 <input type="radio"/>		
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成19年11月29日

登記事項証明書の法人成立の年月日を記載

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時にあたっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請にあたっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、その内容に変更がないときは、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、事業報告書等の提出については、川崎市特定非営利活動促進法施行条例第6条に基づき、毎事業年度初めの3か月以内に行わなければならないこととされています。</p>	<p>「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>法第42条に基づく所轄庁の改善命令に違反する場合などが該当します。</p> <p>なお、法人税の収益事業として申告をするべきものを申告していないなど、法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付していない場合も、法令に違反する事実があるとみなされます。</p>	<p>「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	<p>該当する年月日を記載します。</p>	<p>設立年月日は、登記事項証明書の法人成立の年月日の記載と一致しているか確認してください。</p> <p>法人の認証年月日ではありません。</p>

実績判定期間と基準への適合について

- 1 実績判定期間において適合している必要があるもの
 - ・チェック表(第1表 相対値基準用・絶対値基準用)
 - ・チェック表(第2表)
 - ・チェック表(第4表 ハ・ニ)
- 2 申請日の前日において適合している必要があるもの
 - ・チェック表(第1表 条例個別指定法人用)
- 3 実績判定期間内の各事業年度だけではなく、認定時まで適合している必要のあるもの
 - ・チェック表(第3表)
 - ・チェック表(第4表 イ・ロ)
 - ・チェック表(第5表)
 - ・チェック表(第6表)
 - ・チェック表(第7表)

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
<p>1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(注2) (認定等の申請時には、役員等の氏名・生年月日等の情報を記載した「役員等氏名一覧表」の添付が必要となります。)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定等の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。)</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、役員等の氏名・生年月日等の情報を記載した「役員等氏名一覧表」を添付すること。	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (役員報酬規程等提出書には添付不要)	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ
------	--	--

認定等の申請時には、滞納処分に係る納税証明書(国税・地方税)の添付が必要です。

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- ・ 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- ・ 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- ・ 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

役員等氏名一覧表

申請日を記載
(申請までは空欄)

令和 年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別	住 所
代表者			T S H		
			T S H		
			T		
			S H		
			T S H		
			T S H		

役員名簿に基づき、
全ての役員について記載

氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。

※「高 橋」⇔「高 橋」
「川 崎」⇔「川 崎」
「 恵 」⇔「 恵 」 など

※「○丁目△番◇号」⇔「○丁目△番地◇」

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本表に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和 年 月 日

申請日を記載
(申請までは空欄)

所在地 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

法人の名称 特定非営利活動法人かわさきし

代表者氏名 川崎 一郎

寄附金充当予定事業一覧

法人名称	特定非営利活動法人 かわさきし
------	-----------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予 定 額
(1) ○○の支援活動	川崎市内の○○を支援するための活動を行う	通年	川崎市内	延べ20人	被支援者 (100人)	10万円
(2) ○○の推進	○○のイベント開催	×年×月	東京都 及び	20人	参加者 (500人) 多数	20万円 10万円
	市民向けの会報紙発行	×年×月	川崎市内			
(3) ○○の普及活動	○○普及のための～を行う	×年×月	川崎市 川崎区内	10人	多数	5万円
(4) その他	○○に係る事業を行う	適宜	川崎市内	延べ5人	多数	30万円

活動予算書の記載に基づき、申請を行う事業年度に寄附金を充当する予定の事業（既の実施した事業を含む）について記載してください。

寄附金充当予定額の合計が、活動予算書の「受入寄附金」「賛助会員受取会費」の合計額と一致することを確認してください。

寄附金の受入及び支出に利用する金融機関の口座	
○○銀行××支店	
○○信用金庫××支店	

1 記載要領（第25号様式）

項目	記載要領	備考
事業名	活動予算書の記載に基づき、申請を行う事業年度に寄附金を充当する予定の事業（既の実施した事業を含む）について記載してください。	特定非営利活動のみでなく、予定する事業の内容を全て記載してください。
実施予定年月	イベント等、予定の年月日が決まっている事業については、予定している年月日を記載してください。 事業年度を通して継続的に行う事業等は、その旨を記載してください。	
実施予定場所	事業の実施を予定する場所を記載してください。	具体的な地番まで書く必要はなく、「川崎市内」や「川崎市川崎区」など、実施予定場所の概要が分かるように記載してください。
受益対象者の範囲及び予定人数	受益対象者の範囲及びおよその人数を記載してください。	「受益対象者の範囲」は、「イベント参加者」、「支援対象者」など事業の対象となる者の範囲を記載してください。より具体的に、例えば、「〇〇地震の被災者」などと記載しても構いません。 予定人数はできるだけ具体的な人数を記載してください。不特定多数の方が参加した事業等については、「多数」と記載しても構いません。
寄付金の受入及び支出に利用する金融機関の口座	寄附金の受入及び支出に利用する金融機関名・支店名を記載してください。	

滞納処分に係る納税証明書の取得について（ご案内）



認定・特例認定の申請及び指定の申出を行う際の基準のひとつとして、「国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人」であることが設定されています。

つきましては、申請・申出時には、この基準を満たすことの証明書類として、次の書類（主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書）を取得し、川崎市に提出してください。

※証明書の取得には手数料がかかります。（一通 300～400 円程度、詳細は各機関にお問い合わせください。）

	交付機関	書類の名称	備考
国税	【税務署】 (管理運営部門) ○川崎南 (川・幸) 044-222-7531 ○川崎北 (中・高・宮) 044-852-3221 ○川崎西 (多・麻) 044-965-4911	納税証明書 (その4滞納処分を受けたことのない証明用) ※過去3年以内に、国税の滞納処分を受けたことがないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書の様式は、備置きされている他、HPでダウンロードすることも可能です。 ※申請書は「納税証明書交付請求書」を使用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「証明書の種類」欄は「その4」にチェックを入れ、「証明を受けようとする事項」欄は「自」には認定申請日の3年以上前の日を、「至」には請求日の前日を記載。 ・「証明書の使用目的」欄は「その他」にチェックを入れ、「NPO法人の認定・特例認定の申請」又は「NPO法人の条例指定の申出」と記載。
県税	【県税事務所】 (納税証明担当) ○川崎 (川・幸) 044-233-7351 ○高津 (中・高・宮・多・麻) 044-833-1231	納税証明書 ※過去3年以内に、県税の滞納処分を受けたことがないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書の様式は、備置きされている他、HPでダウンロードすることも可能です。 ※申請書は「納税証明書交付請求書 (施行規則第47号様式)」(一般用)を使用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「使用の目的」欄は「その他」にチェックを入れ、「NPO法人の認定・特例認定の申請」又は「NPO法人の条例指定の申出」と記載。 ・「証明を受けようとする事項」の「税目」欄は「県税」にチェック。 ・「証明内容」欄は「過去()年以内に滞納処分を受けたことがないこと」にチェックし、カッコ内に「3」と記載。
市税	【市税事務所】 (市民税課管理係) ○かわさき (川・幸) 044-200-3962 ○みぞのくち (高・宮) 044-820-6559 ○しんゆり (多・麻) 044-543-8957 【市税分室】 ○こすぎ (中) 044-744-3222	市税納税証明書 (滞納処分を受けたことがない旨の証明) ※過去3年以内に、市税の滞納処分を受けたことがないこと及び市税の重加算金を課されていないことを証明するための書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書の様式は、備置きされていないので、<u>窓口で申し出てください。</u> ※申請書は「市税納税証明書 (滞納処分を受けたことがない旨の証明)」を使用。「使用目的」欄は、「認定・特例認定の申請」又は「条例指定の申出」にチェックを入れてください。 ※区役所や行政サービスコーナーでは取得できません。